

確定申告が間違っていたら

税額を多く申告していたとき

税務署にある更正請求書で訂正します。ただし、この更正の請求ができる期間は、通常は申告期限から1年以内です。

税額を少なく申告していたとき

申告をした税額が少なかった場合や還付を受けた税額が多かった場合は、「修正申告」をしてください。税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告すれば、過少申告加算税はかかりません。

確定申告を忘れていたとき

すぐに「確定申告」をしましょう。税務署の調査を受ける前に申告すれば、無申告加算税が軽減されます。

問 松山税務署

☎ 941-9121

問 税務課町民税係

☎ 985-4110

町税前納報奨金制度が廃止になりました

町県民税（普通徴収分）・固定資産税を、一括して納めた場合に交付していた前納報奨金は、町県民税を給与天引きされる給与所得者には適用がないことなどの理由により、平成21年度から廃止になりました。

てください。

※ 報奨金制度は廃止となりますが、一括して納付する前納制度は今まで通り実施します。

問 税務課管理収納係

☎ 985-4109

全期前納による口座振替から期別納付に変更を希望される方で、まだ変更手続きをされていない方は、税務課へお問い合わせのうえ、4月17日（金）までに手続きをし

平成21年度 納税期間のお知らせ

税 目	期 別	納 期 限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	4月30日	4月27日
	2	7月31日	7月27日
	3	12月25日	12月25日
	4	平成22年3月1日	2月25日
軽自動車税	全期	6月1日	5月25日
町 県 民 税	第1・全期	6月30日	6月25日
	2	8月31日	8月25日
	3	11月2日	10月26日
	4	平成22年2月1日	1月25日
国 民 健 康 保 険 税	第1・全期	7月31日	7月27日
	2	8月31日	8月25日
	3	9月30日	9月25日
	4	11月2日	10月26日
	5	11月30日	11月25日
	6	12月25日	12月25日
	7	平成22年2月1日	1月25日
	8	3月1日	2月25日
	9	3月31日	3月25日

※ 口座振替の方で振替日に残高不足で引落できなかった場合は、納期月の翌月10日、ただし、1月と5月は15日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）にもう一度口座振替します。

事業主の方へ 忘れていませんか？

法人町民税の修正申告

法人税額が、修正申告や更正・決定で当初より増額となる場合は、法人町民税の修正申告が必要です。

修正申告書の提出がされていないことが判明した場合、文書・電話でお願いすることもありますので、速やかに提出をお願いします。

問 税務課町民税係 ☎985-4110

4月1日から 役場の執務時間が 変わります

月曜日から金曜日までの執務時間

8時30分～17時15分

（町民課の窓口延長業務は今までどおり18時15分まで行います）